

○和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例施行規則

平成27年9月30日

規則第73号

改正 平成28年3月24日規則第24号

平成30年3月29日規則第21号

令和3年1月5日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例（平成27年和泉市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(対象施設)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 洋式の構造及び設備を主とする施設 客室が100室以上であること。
- (2) 和式の構造及び設備を主とする施設 客室が30室以上であること。

2 条例第2条第3号の規則で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 床面積が300平方メートル以上であること。
- (2) 当該ホテル・旅館内に有する調理場から飲食物を提供することができること。

(平30規則21・一部改正)

(指定の申請)

第4条 条例第4条第1項に規定する指定を受けようとするホテル・旅館事業者は、条例の規定に基づき補助対象となるホテル・旅館（以下「対象ホテル・旅館」という。）の建設に着手する日までに、ホテル・旅館事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 宿泊施設の位置及び配置図
- (3) 資金計画書
- (4) 建設工事計画書
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し
- (7) 定款及び法人登記事項証明書
- (8) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第4条第2項の指定をしたとき又は指定をしない旨の決定をしたときは、当該指定の申請を行ったホテル・旅館事業者に対し、ホテル・旅館事業者指定可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(指定事項の変更)

第5条 条例第5条第1項の変更の承認を受けようとする指定事業者は、速やかに、当該変更の内容を記載した書面を添えて、指定事項変

更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、指定事項の変更の承認をしたとき又は承認をしない旨を決定したときは、当該変更の承認の申請を行った指定事業者に対し、指定事項変更承認可否決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 条例第5条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 営業開始の予定日の変更（当該変更後の日が当初の営業開始の前後各30日以内のものに限る。）

(2) ホテル・旅館における建築面積又は延べ面積の100分の10以内の増減

(3) 事業の用に供する設備の追加又は変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める変更

（補助金の交付申請等）

第6条 条例第7条第1項の申請は、別表第1に定めるところにより、建築費等補助金交付申請書（様式第5号）又は固定資産税等・借地料・下水道使用料補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、条例第7条第2項の交付を決定したときは、当該交付の申請を行った指定事業者に対し、補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 指定事業者は、前項の通知があった後に、第1項の規定による申請事項に変更が生じたときは、速やかに、当該変更の内容を記載した書面等を添えて、固定資産税等・借地料・下水道使用料補助金変更交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請の内容を審査し、補助金の変更交付が適正であると認めるときは、当該変更交付の申請を行った指定事業者に対し、固定資産税等・借地料・下水道使用料補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（工事着手届）

第7条 指定事業者は、対象ホテル・旅館の建築工事に着手したときは、条例第10条第1項の規定に基づき、市長が必要と認める書類を添えて、速やかに工事着手届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（営業開始届）

第8条 指定事業者は、対象ホテル・旅館の営業開始後30日以内に、条例第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる書類を添えて、営業開始届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による営業許可証の写し
- （2） 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告書等）

第9条 指定事業者は、対象ホテル・旅館に係る固定資産税等、借地料又は下水道使用料を支払ったときは、条例第10条第2項の規定に基づき、別表第2に定めるところにより、実績報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、固定資産税等・借地料・下水道使用料補助金交付確定通知書（様式第13号）により指定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 第6条第2項の規定により通知を受けた指定事業者が建築費等補助金の交付を請求しようとするときは、別表第3に定めるところにより、建築費等補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により通知を受けた指定事業者が補助金（建築費等補助金を除く。）の交付を請求しようとするときは、別表第3に定めるところにより、固定資産税等・借地料・下水道使用料補助金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第11条 条例第11条第1項の規定による届出は、事業承継届（様式第16号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、対象ホテル・旅館の承継者が条例第3条の対象者に該当し、引き続き補助金の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該承継者に補助金を交付するものとする。

(廃業届)

第12条 条例第12条の規定による届出は、事業廃業（休業）届（様式第17号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(立入検査員証)

第13条 条例第13条第2項の身分証明書は、立入検査員証（様式第18号）とする。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、条例第14条第1項の規定による取消しを行ったときは、遅滞なく、同項の指定を取り消されたホテル・旅館事業者に対し、指定取消通知書（様式第19号）及び建築費等補助金交付決定取消通知書（様式第20号）又は固定資産税等・借地料・下水道使用料補助金交付決定取消通知書（様式第21号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第14条第2項の返還請求をするときは、前項のホテル・旅館事業者に対し、建築費等補助金返還請求書（様式第22号）又は固定資産税等・借地料・下水道使用料補助金返還請求書（様式第23号）により請求するものとする。

3 条例第14条第3項の規則で定める額は、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年5パーセントの割合で計算した額とする。

- 4 前項の規定に定める加算金の額の計算につき、年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 条例第14条第4項の規則で定める日は、補助金の返還を請求した日から起算して30日を経過した日とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(固定資産税等補助金に関する特例措置)

- 2 指定事業者が地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定により、固定資産税等の徴収の猶予を受けた場合における別表第1及び別表第2並びに様式第12号の規定の適用については、別表第1及び別表第2固定資産税等補助金の項並びに様式第12号中「当該年度に賦課された固定資産税等」とあるのは「当該年度に地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収の猶予に係る期限が到来する固定資産税等」とする。

附 則（平成28年規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第21号）

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和3年1月5日規則第1号）

この規則は公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

交付申請期限及び添付書類

補助金の種類	申請期限	添付書類	
建設費等補助金	営業開始後30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館の営業に供する施設の建築に係る工事請負契約書及び領収書の写し ・ホテル・旅館の営業に供する施設の土地及び建物に係る登記事項証明書 ・その他市長が必要と認める書類 	
固定資産税等補助金	補助金を交付する年度（以下「当該年度」という。）の初日から3月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館の営業に供する施設の土地及び建物に係る当該年度に賦課された固定資産税等の納税通知書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等に滞納がない旨の証明書 ・その他市長が必要と認める書類
借地料補助金	当該年度の初日（営業開始日の属する年度にあつては、当該日	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館の営業に供する施設の土地に係る借地契約書の写し 	
下水道使用料補助金	の属する月）から3月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館の営業に供する施設の下水道使用料に係る当該年度納付計画書 	

別表第2（第9条関係）

実績報告期限及び添付書類

補助金の種類	報告期限	添付書類	
固定資産税等補助金	当該年度の末日	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館の営業に供する施設の土地及び建物に係る当該年度に賦課された固定資産税等の納税領収書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等に滞納がない旨の証明書
借地料補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の初日（営業開始日の属する年度にあつては、当該日の属する月の初日）から年度の末日（営業開始日から5年を経過した日の属する年度にあつては、当該日の前月末日）までに支払ったホテル・旅館の営業に供する施設の土地の借地料の金額を証する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が必要と認める書類
下水道使用料補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の初日（営業開始日の属する年度にあつては、当該日の属する月の初日）から年度の末日（営業開始日から5年を経過した日の属する年度にあつては、当該日の前月末日）までに納付したホテル・旅館の営業に供する施設の下水道使用料の金額を証する書類 	

別表第3（第10条関係）

交付請求期限及び添付書類

補助金の種類	請求期限	添付書類
建設費等補助金	交付決定の日から起算して30日以内かつ当該年度の 末日	補助金交付決定通知書の写し
固定資産税等補助金 借地料補助金 下水道使用料補助金	翌年度の4月末日	補助金交付確定通知書の写し